匝瑳市婚活イベント開催補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、社会全体で結婚を応援する気運を高め少子化の要因となる未婚化及び晩婚化の進行を防止し、本市の人口減少の緩和ひいては人口増加につなげるため、結婚を望む者への多様な出会いの機会を創出する事業を実施する団体に対し、匝瑳市婚活イベント開催補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、[[匝瑳市補助金等交付規則（平成１８年匝瑳市規則第６６号。以下「規則」という。）](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。](https://www1.g-reiki.net/city.kyotango/reiki_honbun/r025RG00000147.html)

（補助対象団体）

第２条　補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（１）　組織の運営に関する定款、規約、会則その他これらに準ずるものを定め、予算及び決算を適正に行っていること。

（２）　匝瑳市の区域内（以下「市内」という。）に活動拠点を置いていること。

（補助事業等）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす婚活イベント（結婚を望む１８歳以上の独身者に健全な出会いの機会を提供する催し物をいう。以下「婚活イベント」という。）とする。

（１）　市内で開催すること。

（２）　市内に住所を有する独身者を参加対象者に含めて行うこと。

（３）　募集定員が１０人以上で、その男女比が同数程度で行われること。

（４）　実施年度末までに完結すること。

（５）　この告示以外の本市の他の補助制度による補助を受けていないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業は、補助金の交付対象としない。

（１）　宗教的活動、政治的活動及びこれらに類する事業

（２）　営利を目的とする事業

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

２　補助事業に対し国その他の者からの補助金を充当する場合にあっては、補助対象経費から当該補助金の額を控除した額とする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費と同額とする。ただし、１０万円を上限とし、１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

２　同一の団体に対する補助金の交付は、同一年度において１回限りとする。

（交付の申請）

第６条　規則第３条の規定により、補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、婚活イベント開催補助金交付申請書（第１号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

　（１）　事業計画書（第２号様式）

　（２）　収支予算書

　（３）　団体役員（会員）名簿

　（４）　団体概要（定款、規約、会則その他これらに準ずるものを含む。）

　（５）　法人である団体の場合は、匝瑳市の市税に未納がないことを証する書類

　（６）　法人でない団体の場合は、当該団体の代表者に匝瑳市の市税及び国民健康保険税に未納がないことを証する書類

　（７）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項第５号及び第６号に掲げる書類は、同意書（第３号様式）の提出により省略することができる。

（交付の決定）

第７条　規則第４条の規定により、市長は、前条の申請書が提出された場合は、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

２　規則第６条の規定により、市長は、補助金の交付の可否を決定した場合は、その結果を婚活イベント開催補助金交付決定（却下）通知書（第４号様式）により申請団体に通知するものとする。

（交付の条件）

第８条　規則第５条の規定により付する補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）　補助事業は、規則第６条の規定による補助金の交付決定を受けた後に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定を受ける前に補助事業を実施しようとする場合において、事前着手届（第５号様式）を市長に提出したときは、この限りでない。

（２）　補助事業は、規則第６条の規定による補助金の交付決定を受けた日の属する年度の３月３１日までに完了しなければならない。

（補助事業の変更）

第９条　補助事業を行う団体（以下「補助事業団体」という。）は、規則第６条の規定による補助金の交付決定を受けた日以後、補助事業の内容を変更しようとする場合は、婚活イベント開催補助金変更承認申請書（第６号様式）に必要書類を添付して、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長の定める軽微な変更についてはこの限りでない。

２　市長は、前項の申請書が提出された場合は、速やかに、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を婚活イベント開催補助金変更承認（不承認）通知書（第７号様式）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条　補助事業団体は、規則第１２条の規定により、補助事業の完了の日から３０日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、婚活イベント開催事業実績報告書（第８号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

　（１）　結果報告書（第９号様式）

　（２）　収支決算書

　（３）　領収書の写し及び事業の成果を示す写真

（補助金額の確定）

第１１条　市長は、規則第１３条の規定により、交付すべき補助金の額を確定した場合は、婚活イベント開催補助金額確定通知書（第１０号様式）により、当該補助事業団体に通知するものとする。

（補助金の請求）

第１２条　規則第１５条の規定による、補助金交付請求は、婚活イベント開催補助金交付請求書（第１１号様式）により行うものとする。

２　前項の規定は、補助事業団体が規則第１６条の規定による概算払により補助金の交付を請求しようとする場合に準用する。この場合において、同項中「規則第１５条の規定による」とあるのは「規則第１６条の規定による」と、「婚活イベント開催補助金交付請求書」とあるのは「婚活イベント開催補助金概算払交付請求書」と読み替えるものとする。

　（補助金の返還）

第１３条　規則第１８条に規定する補助金の返還命令は、婚活イベント開催補助金返還命令書（第１２号様式）により行うものとする。

（実施状況等の報告）

第１４条　市長は、必要があると認める場合は、補助事業団体に事業の実施状況及び実施の成果の報告を求めることができる。

２　補助事業団体は、前項の報告を求められた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

（その他）

第１５条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　この告示は、公示の日から施行し、令和６年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第４条関係）

補助対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種別 | 内容 | 備考 |
| 諸謝金 | 講師等への謝礼 |  |
| 旅費 | 講師等への交通費及び宿泊費 |  |
| 会場費 | 会場使用料並びに会場設営費及び撤去費 |  |
| 舞台関係費 | 音響費及び照明費並びに設備賃借料 |  |
| 消耗品費 | 用紙、封筒及び文具等の消耗品費 |  |
| 通信運搬費 | 案内状等の郵送料及び広告宣伝料 |  |
| 役務費 | ラジオ等での広報費 |  |
| 印刷製本費 | チラシ、ポスター、コピーその他資料印刷に係る経費 |  |
| 保険料 | 出演者及び参加者等に係る損害保険料 | 損害保険は掛け捨てのものに限る。 |
| 車両賃借料及び燃料費 | 車両賃借料、ガソリン代その他燃料費 | 燃料費は、車両を賃借する場合に限る。 |
| その他市長が必要と認めるもの |
| 備考次に掲げる経費と認められるものは、名称のいかんを問わず補助対象経費としない。（１）　補助対象団体の運営に係る経常的な経費（事務所等の維持管理費、人件費、備品購入費及び設備購入費）（２）　参加者及び婚活イベントの運営構成員（市長が特に必要と認める者を除く。）に対する謝礼、旅費及び宿泊費（３）　食糧費（４）　販売により収益を上げる物品の制作又はサービスの提供に関する経費（５）　著しく高額の物品、景品又はサービスの購入費（６）　婚活イベントの実施に直接関わりがない経費（７）　前各号に定めるもののほか社会通念上不適切と認められる経費 |